

ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について（概要）

○ ABL（Asset Based Lending：動産・売掛金担保融資）とは、企業が保有する「在庫」や「売掛金」などを担保とする融資

現状

- 金融機関の融資の担保は、「不動産担保」が中心で、「動産・売掛金担保」はあまり活用されていない。

（参考1）

地域金融機関の場合、融資の担保の9割超が「不動産担保」。

（参考2）



対応策

● 検査マニュアルの「一般担保」要件の運用の明確化

- 具体的にどのような担保管理を行えば、「一般担保」（客観的な処分可能性がある担保）の要件に合致するかがより明確になるよう、金融実務も踏まえつつ、適切と考えられる担保管理手法を例示。

● 「自己査定基準」における担保掛け目の明確化

- 検査マニュアルに「動産・売掛金担保」の標準的な掛け目の水準を新たに記載。

● 「電子記録債権」の自己査定上の取扱いの明確化

- 電子記録債権のうち、「決済確実な商業手形」に準じた要件を満たすものについては、「優良担保」として取り扱うことを、検査マニュアルにおいて明確化。

● 検査における検証方針の明確化

- 「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、その適切性を金融検査で検証する際には、当面、PDCAサイクルが機能していれば、金融機関の取組みを尊重する方針を明確化。

● 「貸出条件緩和債権」に該当しない場合の明確化

- 仮に中小企業が経営改善計画を策定していない場合でも、金融機関が ABL により、当該企業の実態を把握した上で、経営改善の資料を作成している場合には、現行の検査マニュアル〔中小企業融資編〕の考え方に照らし、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しない取扱いとすることを明確化。

効果

● 借手企業

- これまで担保としてあまり活用されてこなかった「動産・売掛金担保」を活用することにより、資金調達枠が拡大。

● 金融機関

- 企業の経営実態をより深く把握することが可能となり、信用リスク管理が強化。